

議第1号・議第2号の専決処分の報告、ならびに議第3号2020年度熊本市一般会計補正予算について、賛成討論を行います。

今回3つの議案に提案されたのは、県独自の緊急事態宣言に基づき拡充された時短要請に伴う協力金、高齢者施設・障がい者施設・医療施設の従事者を対象にした一斉PCR検査の実施、新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備、時短要請協力店舗への家賃支援の4つです。

12月議会で繰り返し求め、実施を表明していただいた高齢者施設・障がい者施設・医療施設等の従事者を対象にしたPCR検査が、速やかな予算の提案になったことは良かったと思います。今回提案されている4億700万円は、直ちに直営で2400人の検査を実施するとともに、408カ所の高齢者施設、76カ所の障がい者施設、210カ所の医療施設、合計694施設の従事者37000人に対し、月1回の間隔でPCR検査を実施することによって、施設におけるクラスター発生を抑制しようとするものです。この一斉検査の実施を待たずに、昨年末、南区の高齢者施設において施設職員・入所者の大規模クラスターが発生し、多数の方々がお亡くなりになったことはたいへん残念ですが、私ども共産党市議団にも、医療や介護の現場から繰り返し、一刻も早い従業員・入所者のPCR検査実施の要望があり、現場のみなさんから喜ばれると思います。

しかし、現在の感染状況は、全国各地で爆発的感染が起こり、医療崩壊が始まり、「緊急事態宣言」が再発令される状況となっています。今月13日に行われた日本医師会の中川会長の記者会見では、「全国的に医療崩壊はすでに進行している。このまま新規感染者の増加が続くと、医療壊滅になってしまう恐れがある」と、逼迫した医療提供体制の現状を厳しく告発し、全国的な緊急事態宣言の発令の検討も含めた、早めの対応を政府に求められました。また、変異種の確認と市中感染の可能性も出てきた現在、無症状者も含めた感染者の把握・保護の重要性が高まっていると言えます。

そういう中で熊本は、厚生労働省が今月16日に公表した新型コロナ患者

用の病床使用率で、緊急事態宣言の対象となるステージ4「爆発的感染拡大」の水準となった19都府県のひとつとなるような厳しい状況にあり、感染経路不明の患者も多く、市中感染が広がっている状況です。

今求められているのは、①PCR等検査を抜本的に拡充し、無症状者を含めた感染者を把握・保護することにより新規感染者を減らすこと、②逼迫と崩壊の危機にさらされている医療機関への減収補填、保健所への支援の抜本的強化をはかること、③自粛要請と一体に十分な補償を行い、雇用と営業を守る大規模な支援を行うこと、この3つをしっかりと基本に据え、必要な補正予算を提案していくことです。今回の補正予算に提案された内容は、すべて必要なことであり、市民の願いに応え、それをスピーディーに実施していくことが求められています。しかし、今の逼迫した感染拡大・地域経済の状況を見るならば、踏み込んだ現状認識を行い、もつともつと進んだ具体策の検討・実施が必要であると言えます。

感染防止では、その基本は、宿主免疫、感染経路対策、感染源対策の3つです。宿主免疫については、ワクチン開発が世界で行われ、欧米等ではすでに接種が行われていますが、日本は早くも2月末以降と言われており、その効果が出て感染を抑制するには半年ほどの時間がかかると言われています。接種そのものにも9カ月くらい要すると言われている状況なので、現在急拡大している感染の危機を克服するには、感染経路対策、感染源対策の二つを総合的・効果的に実施していく必要があります。

感染源対策として、今回補正予算に提案された高齢者施設・医療機関等のPCR検査一斉実施は、無症状者を含めた感染者を把握・保護として大きな1歩ではありますが、市中感染も広がっている厳しい現状を踏まえるならば、今一歩踏み込んだ対応が求められます。質疑で指摘しましたように、本市同様ステージ4の水準にある広島市で、国の緊急事態宣言に準じた対策の実施方針を明らかにし、「集中対策」を2月7日まで延長、市内でも特に感染者数の多い地域、中区・東区・西区・南区ですべての住民と働く人を対象に、希望者に無料で検査が行われます。全国で初めての総数80万人という大規模PCR検査の実施となります。市中感染を封じ込めるのが狙いですが、本市においても、検査数を一桁増やし、抜本的に検査の拡充をすすめていくべき

である点を指摘致します。現状に危機感を持ち、速やかに検討して実施していただくよう強く要望いたします。

この間、感染が急拡大する中で、市長は記者会見の度に市民・事業者に対し、感染防止への協力をお願いして来られました。ウイルスが体内に侵入するのを防ぐ基本的な対策としてのマスク・消毒・3密回避・社会的距離の確保などはもちろん、さらに強い対策としての人と人との接触機会を減らす社会的な行動制限も求められています。しかし、営業時間の制限やイベント制限・出勤制限・外出制限などは、社会経済活動の制限に直結し、経済的ダメージが大きくなります。その場合は、個人や企業に対する所得の十分な補償が不可欠で、それがなければ業者が安心して休むことができず、制限を効果的に維持することはできません。感染防止対策への協力に対する補償は、事業存続・生活保障のためであると同時に、感染症対策でもあります。そういう意味で、自粛と補償は一体のものであります。ところが、一体のものであるはずの補償の方が十分に行われないために、さまざまな制限を求めながらその効果が十分得られていない、この点を認識すべきです。

長期となったコロナ禍で、国や自治体が行ってきた支援策は、実態に見合ったものとはなっておらず、今事業者の方々もギリギリのところまで来ています。夕方5時、6時に開店する飲食店に、お酒は7時まで、営業は8時までと時短を要請することは、「休業してください」と言っているのと同じです。ところが、今回の時短要請にかかる協力金や家賃支援は、昨年春の休業要請に対する支援から後退しています。ここに大きな問題点を残しています。

質疑で指摘しましたように、協力金については、せめて緊急事態宣言が発令されている自治体と同等の1日6万円に引き上げること、そのためには国へ要望することはもちろん、熊本市が自治体独自策としてその差額を支給していくことが必要です。さらには、現行飲食店に限られている対象を、コロナの影響によって減収となっている業種・事業者へと広げること、従業員の有無など事業の規模に見合った補償にしていくことが必要です。国にも強く要望し、実現に向け踏み出していかれるよう要望しておきます。

また、再度緊急事態宣言が出される状況の中で、申請期限が今月15日ま

でとなっていた国の持続化給付金・家賃支援給付金について、国民の世論と運動に押される形で、当初の申請期限の日であった15日に、梶山経産相が2月15日まで1カ月延長することを表明しました。現在、経済産業省のホームページでその内容が紹介されています。一定の条件が必要とはなりません。必要書類を今月末までに用意することが難しいなどの事情があれば延長されます。今月中に申し込みが必要となりますので、本市としても申請期限の延長を急ぎ広報・周知していただくよう要望しておきます。合わせて、国に対しては、本市においても事業者の方々の切実な要望である事業規模に合わせた持続化給付金の2度目の支給、家賃支援給付金の2度目の支給実施を求めていることもお願いしておきます。

なお、政府与党は、今通常国会に「罰則と制裁」を科す法案を提出しようとしています。日本医学会連合から「感染症対策での罰則の導入は、感染抑止を困難にする」と厳しい指摘がなされています。感染症対策は、国民の納得と合意、十分な補償によって行われるべきであることを強調しておきます。

医療現場の問題については、今すすんでいる「医療崩壊」は、コロナ対策での政府の無為無策があります。同時に、長年政府が行ってきた医療抑制策によって、病院や病床数・医師数が削減されてきたこと、診療報酬の引き下げによってギリギリの経営を迫られてきたこともあります。それが新型コロナウイルスの発生、感染拡大によってその矛盾が一挙に噴き出したわけです。現在医療現場が直面している減収による経営難や人員不足、感染区域と非感染区域を区分けすることが困難な施設の現状、地域内での医療機関の連携や感染症専門チームの派遣など、抱える現状や必要な手立てについて、現場の悩みを具体的に聞き取り、必要な支援を強力に進めることが求められています。患者受け入れ機関とその他の医療機関がしっかりと連携し、持てる医療資源の力が十分に発揮されるよう、市長が先頭に立って対応していただくことを要望し、討論と致します。